

人権啓発教材

あなたは大丈夫？ 考えよう！高齢者の人権

活用の手引き

日本語字幕付き

副音声入り

— 全28分11秒 —



法務省人権擁護局

公益財団法人人権教育啓発推進センター

目次

● 目次	1
● 本作品のねらい	2
● DVDの構成・内容	3
● 高齢者虐待とは	4
● 事例① 身体的虐待	6
● 事例② 心理的虐待	7
● 事例③ 経済的虐待	8
● 認知症とは	9
● 私たちにできること	10
● 研修(講義)展開例	11
● ワークシート	13
● 板書例	15



本作品のねらい

令和6年の時点で総人口の約3割が65歳以上の高齢者である超高齢社会の我が国において、高齢者虐待は深刻な社会問題となっています。

いつまでも自分らしく、安心して暮らしたい。

それは誰もの願いだと思います。

高齢者が安心して歳を重ね、自分らしく暮らし続けられる社会を実現するために、私たちに何ができるのでしょうか。

このDVDは、高齢者虐待に関する事例や認知症について考えることを通じて、高齢者の人権について学ぶための映像教材として作成しました。

必要な機材等

テレビモニター又はプロジェクターとスクリーン、
DVDプレイヤー(推奨)又はパソコン



配布資料

ワークシート

(P13-14を必要枚数分拡大コピーしてください。)



DVDの構成・内容

CHAPTER 1 高齢者虐待とは

- ・ 高齢者虐待の定義
- ・ 養護者と養介護施設従事者等とは
- ・ 養介護施設従事者等及び養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移
- ・ 高齢者虐待の主な類型

CHAPTER 2 事例① 身体的虐待

- ・ ドラマ形式による事例紹介／専門家による解説

CHAPTER 3 事例② 心理的虐待

- ・ ドラマ形式による事例紹介／専門家による解説

CHAPTER 4 事例③ 経済的虐待

- ・ ドラマ形式による事例紹介／専門家による解説

CHAPTER 5 認知症とは

CHAPTER 6 私たちにできること

監修・解説



安田女子大学
教授 山本 克司

研究分野は憲法学(人権論)、権利擁護、認知症高齢者の人権保障・権利擁護、高齢者法学

明治大学法学部・早稲田大学大学院法学研究科を通して法学を専攻。早稲田大学社会科学部・佛光大学大学院社会福祉学研究科を通して社会保障・社会福祉学を専攻。法学と社会福祉学の学際領域である権利擁護が専門分野。博士(社会福祉学)、社会福祉士。

ナビゲーター



木村 雅子

エフエム岩手入社。アナウンサーとして2年間勤務。以後、司会、リポーター、ナレーターとしてテレビ・ラジオなど、幅広い分野で活躍。

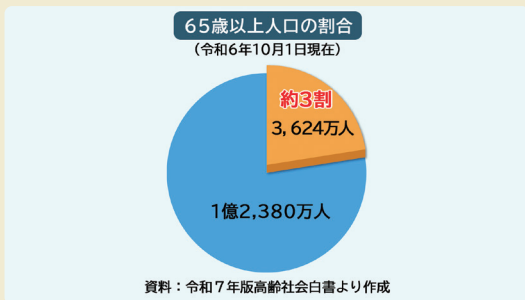
資格：国家資格キャリアコンサルタント

(出演歴)

- ・ NHKBS「街道テクテク旅」リポーター
- ・ 「マイナビ TV」キャスター
- ・ 「東京都保健医療局」ナビゲーター

「令和7年版高齢社会白書」(内閣府)によれば、令和6年時点の65歳以上の人口は3,624万人で、総人口の29.3%(約3割)を占める超高齢社会となっています。

政府は「高齢社会対策基本法」(平成7年施行)や同法に基づく「高齢社会対策大綱」などに基づき、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを進めていますが、高齢者虐待は依然として深刻な社会問題となっています。



高齢者虐待の定義

高齢者虐待とは、平成18年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)において、養護者や養介護施設従事者等によって、65歳以上の高齢者に対して行われる虐待行為を指すとされています。

平成18年
高齢者虐待の防止、
高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(高齢者虐待防止法)



養護者や養介護施設従事者等によって、
65歳以上の高齢者に対して行われる虐待行為

養護者

養護者とは日常的に世話をしている家族、親族、同居人など。



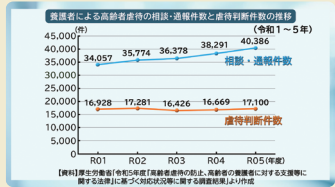
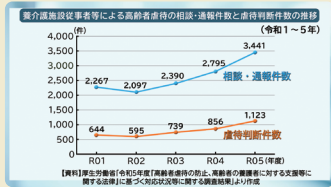
養介護施設従事者等

例えば、有料老人ホーム、介護老人福祉施設やデイサービスなど、法律で規定された施設等で働く人のことです。

※ 高齢者虐待防止法に定める養介護施設従事者等とは、老人福祉法及び介護保険法に規定された施設や事業所で働く人。



養介護施設従事者等及び養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



【資料】厚生労働省「令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」より作成

高齢者虐待の主な類型

身体的虐待

けがをさせる、暴力をふるうなど



心理的虐待

怒鳴る、無視する、冷たい態度をとるなど



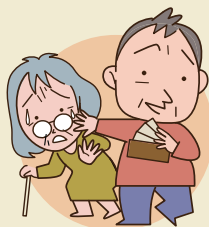
性的虐待

わいせつな行為を強要するなど



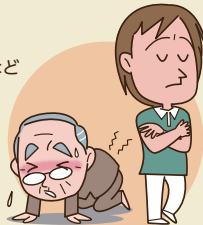
経済的虐待

本人の同意なく財産を使う、売却するなど



介護・世話の放棄・放任

食事を与えない、長時間放置するなど



【登場人物】



早苗
(57歳)



被害者 / 節子・早苗の母
(87歳)



加害者 / 養介護施設従事者
(36歳)

【あらすじ】

早苗は、車いすでの生活になった母・節子を本人の希望もあり、養介護施設に入所させた。

しかし、入所後しばらくすると次第に節子の表情は暗くなり、怯えるような仕草や腕のあざが見られるようになる。

不審に思った早苗が職員に理由を尋ねても納得のいく説明が得られず、早苗は地域包括支援センターに相談することにした。

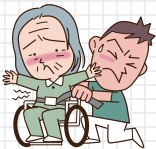
その結果、施設職員による虐待が明らかとなり、市の指導・監督の下で施設の運営や職員体制の改善が進められた。

改善によって施設の雰囲気は明るくなり、節子も笑顔を取り戻すことができた。

身体的虐待は、殴る、蹴るだけではありません

- ・無理やり食事を口に入れる
- ・しつけどと言って叩く
- ・殴るふりをするなど

高齢者の意思を尊重せずに、嫌がることを無理に押し付ける行為が虐待に当たります。



身体拘束

身体拘束はけがの予防と思われがちですが、高齢者の心身に悪影響を及ぼすことが明らかになっており、原則として高齢者虐待に当たります。

ただし、切迫性、非代替性、一時性の要件を全て満たしている場合には例外的に認められる場合もあります。



「虐待かもしれない」と思ったら、一人で抱え込まずに地域包括支援センターへ

地域包括支援センターは全国全ての市町村に設置されており、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門スタッフが連携しながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な支援を提供しています。

【登場人物】



加害者 / 春香
(54歳)



被害者 / 春香の夫の父
(89歳)



春香の息子
(21歳)

【あらすじ】

春香は義理の父に認知症の症状が出たことをきっかけに、会社を辞め、介護に専念することにした。

初めのうちは順調だったものの、終わりの見えない介護に直面するうちに、「会社まで辞めたのに感謝もされない」、「自分の人生はこのまま終わってしまうのか」という思いが募り、そのいら立ちや不安から義父を疎外するような態度をとってしまう。

しかし、息子から「誰だって歳を取れば体力は落ち、病気にもなる。そのとき、家族から邪魔者扱いされたらどう思う?」と言われ、これまで自分の態度で義父を傷つけていたことに気づき、はっとする。

何気ない言動が心理的虐待に

- ・怒鳴る(「何やっているの!」「ダメじゃない!」等)
- ・悪口を言う(「臭い」「汚い」「みっともない」等)
- ・無視する
- ・家族や親族の団らんから意図的に排除するなど



高齢者を精神的に追い詰めてしまう行為が心理的虐待に当たります。



“言葉の暴力”は、
身体的虐待と同じぐらい深いダメージに

自分が思っている気持ちが、ふとしたことから相手に伝わり、深く傷つけてしまうことがあります。

自分が言われたらどう思うか、高齢者の立場に立って考えることが大切です。

また、一人で介護を担っていれば、ネガティブな感情を持つことは当然です。そのようなときも一人で抱え込まずに地域包括支援センターに相談し、支援を受けることも考えましょう。

【登場人物】



養介護施設従事者 / 佐々木
(38歳)



被害者 / 佳江 (要介護認定1)
(76歳)



加害者 / 佳江の息子
(45歳)

【あらすじ】

佳江は要介護1の認定を受け、週3回のデイサービスを欠かさず利用していたが、最近は元気がなく、デイサービスの利用頻度も不規則になっていた。

心配した佐々木が佳江に話を聞くと、同居する息子が会社を辞め、パチンコに通う日々だという。

数日後、経理から佳江のデイサービスの利用料が未納になっているとの報告を受けた佐々木は、佳江がかつてデイサービスの利用料は自分のお金から払っていると話していたことを思い出し、これまで佳江が利用料を滞納したことがなかったことや数日前に聞いた佳江の同居する息子の状況から、佳江が経済的虐待を受けているのではないかと疑念を抱く。

経済的虐待のポイント

本事例の場合、息子が無断で母・佳江のお金を管理し、そのお金を自身の遊興費や生活費に回していることで、デイサービスの利用料を滞納していたとしたら、それは経済的虐待に当たります。

経済的虐待は、高齢者の生活や精神面に深刻な影響を与える重大な人権侵害です。

また、経済的虐待の場合、高齢者虐待防止法では、養護者だけでなく親族も虐待の行為者として含まれます。



経済的虐待の早期発見と防止のために

家庭の事情にまで踏み込んだ問題であるため、外からは判断が難しい経済的虐待ですが、養介護施設の従事者や民生委員、地域の人たちによる見守りが早期発見・防止に大きな役割を果たします。

「デイサービスの利用料を滞納するようになった」や「親の不動産を勝手に売却したらしい」といったことなどを見聞きして少しでも不審に思ったら、市区町村の相談窓口や地域包括支援センターに連絡しましょう。

こうした小さな心配りや行動が、高齢者への経済的虐待の早期発見・防止につながります。

認知症とは

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和6年1月1日施行)では、認知症とは、アルツハイマー病やその他の神経変性疾患、脳血管疾患などによって、日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態のこととされています。

認知症の種類

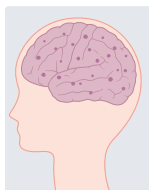
認知症は大きく分けると4つの種類があります。



アルツハイマー型
認知症



血管性認知症



レビー小体型
認知症



前頭側頭型
認知症

「新しい認知症観」とは

令和6年12月に策定された「認知症施策推進基本計画」では、「新しい認知症観」という考え方が示されました。

これは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になっても一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。



認知症は誰もがなり得る病気

厚生労働省が令和4年に実施した調査によると、認知症の高齢者はおよそ443万人、認知症とは診断されない軽度の認知機能の障害が認められる高齢者は、およそ559万人と推計され、高齢者の3.6人に1人が認知症、又はその予備軍といえる状況にあります。また、65歳未満で発症する若年性認知症もあります。



資料：厚生労働省「認知症及び軽度認知障害(MCI)の高齢者数と有病率の将来推計」から政府広報室作成

今では、認知症は誰もがなり得ると考えられていることから、認知症について、自分自身の問題として理解を深めることが必要です。

● 私たちにできること

高齢者は地域や家庭でのつながりが希薄になりがちな場合もあり、身内に気遣って虐待を隠すなど、虐待が発覚しにくい状況にあります。

そのため、声掛けや見守りなど、地域で情報を共有し、共に支え合い、“高齢者のSOSのサインを見逃さないこと”が重要です。

そして、「これって虐待かもしれない」と感じたら、勇気を持って相談・通報しましょう。

このとき、虐待であることの証拠は必要ありませんし、相談者や通報者の秘密は守られます。

● 介護に当たっている人とその周囲の人が心掛けること

介護に当たっている人も一人で悩まず、専門家に相談したり、介護サービスを利用して自分の時間を持つなど、気分転換を図りましょう。

また、周囲の人も、介護に当たっている方に感謝の言葉を伝えたり、協力して介護に当たるなど、みんなの問題だという意識を持つことが大切です。

● 高齢者が安心して歳を重ね、自分らしく暮らし続けられる社会に向けて

普段から身近な高齢者の方々のことを気かけ、声を掛けたり見守ることが、高齢者虐待を防ぐ第一歩になります。

高齢者が、安心して歳を重ね、自分らしく暮らし続けられる社会の実現は、他の世代の人にとっても優しく暮らしやすい社会の実現につながります。

今こそ、私たちができることから、行動を始めていきましょう。



研修(講義)展開例① (少人数 60分)

学習の流れ	内容	ポイント
導入 (5分)	本研修(講義)のねらいと学習の流れを説明	DVDの視聴に当たってのポイントを簡潔に解説する
DVD視聴 (30分)	全編再生	
講師による解説 (10分)	内容を振り返り、問題点や対策について解説する	高齢者虐待、認知症に対する正しい理解を促す
ワークシート記入 (5分)	DVDを視聴して感じたことをワークシートに記入する	高齢者虐待や認知症、高齢者が安心して暮らせる社会の実現に向けて、自分たちができることなどについて、視聴者自身の考えを整理する
発表 (5分)	DVDを視聴して感じたことを各自発表し、話し合う	多くの意見を聞くことで、理解を深め、考えを定着させる
講師によるまとめ (5分)	まとめ	安心して歳を重ね、自分らしく暮らし続けられる社会の実現のために、私たちができることをまとめる

研修(講義)展開例② (グループ討議 90分)

学習の流れ	内容	ポイント
導入 (5分)	本研修(講義)のねらいと学習の流れを説明	DVDの視聴に当たってのポイントを簡潔に解説する
DVD視聴 (4分)	チャプター1を再生	
講師による解説 (4分)	チャプター1を振り返り、解説する	高齢者虐待について解説する
DVD視聴 (17分)	チャプター2~4を再生	
ワークシート ①~③記入 (7分)	DVDを視聴して感じたことをワークシートに記入する	高齢者虐待に対する視聴者自身の考えを整理する
グループによる 話し合い (10分)	ワークシートに記入したことをグループに分かれて話し合う	自分の意見を客観的にとらえ、他者の意見も踏まえて認識を深める
発表 (10分)	グループの代表を決め、話し合った内容について発表する	多くの意見を聞くことで理解を深め、考えを定着させる
DVD視聴 (8分)	チャプター5~6を再生	
ワークシート ④・⑤記入 (6分)	DVDを視聴して感じたことをワークシートに記入する	認知症や高齢者が安心して暮らせる社会の実現に向けて、自分たちができることについて視聴者自身の考えを整理する
グループによる 話し合い (7分)	ワークシートに記入したことをグループに分かれて話し合う	自分の意見を客観的にとらえ、他者の意見も踏まえて認識を深める
発表 (7分)	グループの代表を決め、話し合った内容について発表する	多くの意見を聞くことで理解を深め、考えを定着させる
講師による まとめ (5分)	まとめ	安心して歳を重ね、自分らしく暮らし続けられる社会の実現のために、私たちができることをまとめる

ワークシート

① 身体的虐待の事例について

- 節子さんは虐待を受けたとき、どのような気持ちだったのでしょうか
- 養介護施設従事者はどうして節子さんを虐待してしまったのでしょうか
- もっと早く虐待に気がつくことはできなかったのでしょうか
(ほかの施設利用者や養介護施設従事者の視点から)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

② 心理的虐待の事例について

- 家族からひどい言葉を言われた義父はどのような気持ちだったのでしょうか
- 普段何気なく、友人や家族に対してひどい言葉を言ってしまったり、冷たい態度をとってしまっていないか

.....

.....

.....

.....

.....

.....

③ 経済的虐待の事例について

- 息子に自分のお金を管理され、デイサービスに行くこともできない状況であるとしたら、佳江さんはどのような気持ちでしょうか
- 経済的虐待の早期発見や防止のために、ほかに私たちにできることはないでしょうか

.....

.....

.....

.....

.....

.....

④ 認知症について

- 認知症についてどのようなイメージを持っていますか
- 認知症の本人の気持ちを考えてみましょう
- 認知症の本人やその家族をサポートするために、私たちにどのようなことができるでしょうか

.....

.....

.....

.....

.....

.....

⑤ 私たちにできることについて

- “高齢者のSOSのサイン”にはどのようなものが考えられるでしょうか
- 高齢者にどのような声掛けや見守りを行うのがよいと思いますか
- そのほか、高齢者が安心して歳を重ね、自分らしく暮らし続けられる社会の実現のために、私たちにできることはないでしょうか

.....

.....

.....

.....

.....

.....

メモ欄

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

- 心理的虐待について
- 経済的虐待について

板書例

3 認知症について考えよう

板書例

4 私たちができることについて考えよう

板書例

5 まとめ

- 普段から身近な高齢者のことを気にかけて、声を掛けたりすることが高齢者虐待を防ぐ第一歩

- 高齢者が安心して歳を重ね、自分らしく暮らし続けられる社会

⇨ 他世代の人にとっても優しく暮らしやすい社会

⇨ 一人一人ができることから行動を始めよう！

板書例

1

高齢者虐待とは

養護者や養介護施設従事者等によって、65歳以上の高齢者に対して行われる虐待行為

高齢者虐待の主な類型

身体的虐待

けがをさせる、暴力をふるうなど

心理的虐待

怒鳴る、無視する、冷たい態度をとるなど

性的虐待

わいせつな行為を強要するなど

経済的虐待

本人の同意なく財産を使う、売却するなど

介護・世話の放棄・放任

食事を与えない、長時間放置するなど

高齢者虐待は
増加傾向にある

板書例

2

事例について考えよう

● 身体的虐待について

※ ワークシートに基づき、参加者から出た意見を書き込む（以下、板書例4まで同じ）

人権について困ったことがあれば・・・
ひとりで悩まずにご相談ください



法務局・地方法務局の相談窓口

みんなの人権 110 番 (全国共通人権相談ダイヤル)

ゼロゼロみんなのひやくとおぼん



0570-003-110

平日 (午前8時30分～午後5時15分)

人権相談窓口 (全国の法務局)

インターネット
人権相談受付窓口



相談申込みは
こちらから

- Webサイト <https://www.jinken.go.jp>
※パソコン、スマートフォン等からご利用
になれます。

LINE じんけん相談



LINEの
友だち追加は
こちらから

- アカウント名/法務局LINE じんけん相談
- 検索 I D/@line.jinkensoudan

人権ライブラリーのご案内

人権に関する資料(図書、ビデオ、DVD、展示パネル)を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打合せスペースをお探しの方は、人権ライブラリーをご利用ください。遠方の方でも、郵送等による貸出しも行っています。詳細は下記までお問い合わせいただくか、人権ライブラリーのウェブサイトをご参照ください。

人権ライブラリー ※公益財団法人人権教育啓発推進センター併設

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F

TEL : 03-5777-1919 FAX : 03-5777-1954 Eメール library@jinken.or.jp

ウェブサイト <https://www.jinken-library.jp/>

開館時間 / 午前9時00分～午後5時00分(土日、祝日、年末年始は休館)

人権ライブラリー

検索



本 DVD に収録されている映像は、動画共有サイト YouTube の「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能です

法務省チャンネル

検索

<https://www.youtube.com/MOJchannel>

人権チャンネル

検索

<https://www.youtube.com/jinkenchannel>